

# ○大府市地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の急速な減少に対応し、地域の農業生産を維持することを目的とし、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、担い手の育成及び確保に向けた地域農業の構造転換を推進するため、予算の範囲内において交付する大府市地域農業構造転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、地域農業構造転換支援事業実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、愛知県の農業振興対策事業補助金交付要綱（昭和58年4月1日58農政第206号。以下「県要綱」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要綱別記1第1の4（2）アに規定する助成対象となる事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国実施要綱別記1第1の4（1）に規定する助成対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3以内（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切り捨て）とし、法人の場合は900万円、法人以外の者の場合は450万円を限度とする。

(実施手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長に対し国が定める地域農業構造転換支援計画個別経営体調書（以下「経営体調書」という。）を市長が定める期日までに提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助対象者から経営体調書が提出されたときは、国実施要綱別記第1の6の規定により、構造転換支援計画を作成し、愛知県に提出し、承認を受けた場合には、経営体調書を提出した補助対象者に対して、承認を受けた構造転換支援計画書に係る経営体調書の内容を通知する。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、大府市地域農業構造転換支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が

必要と定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに市長が別に定める。

3 補助対象者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助金の交付の申請をした補助対象者（以下「事業実施者」という。）に通知をするものとする。

2 前項の場合において、市長は適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（着工）

第8条 補助対象事業の着工は、原則として前条の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある場合、事業実施者は交付決定前着工届（第2号様式）を市長に提出した上で、交付決定前に着工することができる。

2 前項ただし書の規定により着工する場合においては、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

3 事業実施者は、補助対象事業に着工した場合には、速やかに着工届（第3号様式）により、市長に届け出るものとする。ただし、第1項の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

（事業内容の変更等）

第9条 事業実施者は、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、大府市地域農業構造転換支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の変更をきたさない変更であって、県要綱第6第1項各号に掲げる変更については、この限りでない。

（竣工）

第10条 事業実施者は、補助対象事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（第5号様式）により市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第11条 事業実施者は、補助対象事業が完了したとき（当該補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、大府市地域農業構造転換支援事業実績報告書（第6号様式）に市長が必要と定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 第6条第3項ただし書の規定により申請をした事業実施者は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第6条第3項ただし書の規定により申請をした事業実施者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第6条第3項ただし書の規定により申請をした事業実施者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合又は明らかにならない場合は、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行った上で補助金の交付額を確定し、大府市地域農業構造転換支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により事業実施者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、大府市地域農業構造転換支援事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（整備した機械・施設等の管理運営等）

第14条 事業実施者は、整備した機械・施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

- 2 整備した機械・施設等は、次のとおり管理しなければならない。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準じて処分制限期間を設定すること。
- (2) 財産管理台帳を備え置くこと。
- (3) 管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存すること。
- (4) 前号で作成した管理運営日誌、利用簿等を必ず年1回は、市長に提出すること。

（財産処分）

第15条 事業実施者は、前条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（災害の報告）

第16条 事業実施者は、整備した機械・施設等について、第14条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに災

害報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（増築等に伴う手続）

第17条 事業実施者は、整備した機械・施設等について、第14条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ増築等報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第18条 事業実施者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度から5年間整備保存しておかななければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。